

檀原市立小学校的通学区域検討における
基本方針

平成22年3月

檀原市教育委員会

はじめに

1 検討にあたって

- 検討の経緯
- 現行の通学区域の考え方
- 通学区域をめぐる情勢 — 現 状 —
- 通学区域制度の考え方

2 基本的な考え方

検討の際の配慮事項

校区検討の具体的内容事項

①子どもの通学距離・通学時間の短縮について検討する

②基幹道路横断の回避により、通学の安全性・利便性について検討する

③通学距離を短縮する方向で検討する際、地域を分断することへの影響について十分考慮し検討する。尚、地域の更なる分断はさける

④通学路の防犯環境面からの安全性を図ることについて、児童の安全確保を考慮し、保護者の不安を解消する方向で検討する

⑤その他（おわりに）

はじめに

この基本方針は、平成21年1月13日に榎原市小学校通学区域検討委員会より榎原市教育委員会教育長に対し答申された「榎原市立小学校の通学区域の在り方の基本的な考え方について」の趣旨を十分に受け止めた上で、榎原市教育委員会において通学区域の検討を行っていく際の基本的な方針をまとめるものである。

1 検討にあたって

○ 検討の経緯

榎原市小学校通学区域に関する課題を検討するために、榎原市教育委員会は、平成19年3月23日に学識経験者、保護者代表、地域代表等からなる「榎原市立小学校通学区域検討委員会」を設置し、平成21年1月に通学区域の在り方等についての提言を受けた。

この提言では、榎原市の現況を踏まえ、通学距離・時間、通学の安全性の確保、地域との関係などについて基本的な考え方及び課題に対する対応策がまとめられている。

このたび、保護者や児童の安全面における不安の解消を図るため、検討委員会の提言を踏まえ、課題のある通学区域の見直しを進めるための基本方針を策定する。

○ 現行の通学区域設定の考え方

通学区域については、学校教育法施行令第5条第2項において、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、入学期日の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」と規定されており、榎原市はこれを受けて通学区域を定め、学校の指定を行っている。

具体的には、教育委員会規則（榎原市小学校、中学校通学区域規則）で定めている。

○ 通学区域をめぐる情勢 — 現 状 —

本市の通学区域については、昭和33年6月15日に制定後、市の人口急増に伴い、道路、鉄道の交通網を配慮しながら、昭和45年に白榎南小学校、続いて耳成南小学校、真菅北小学校、畝傍東小学校、白榎北小学校の分離新設を経て、昭和54年の耳成西小学校を最後に現在に至っている。その後も本市における都市整備状況は著しいものがあり、国道24号榎原バイパス、中和幹線、奈良榎原線、国道165号バイパス、国道24号大和高田バイパス、京奈和自動車道（一般部）が順次開通し、通学区域が幹線道路で分断され、交通弱者といわれる子ども達にとっては、通学時における安全面で大きな脅威となっている。

近年、子どもが被害に遭う事件・事象も増加しつつあり、保護者から治安面における通学時の安全性・利便性を求める声が出ています。

○ 通学区域制度の考え方

現行の通学制度は、義務教育について、その適正な規模の学校と教育内容を保障し、これによって教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的としている。

学校は、地域社会の中核としての役割を果たすことから、今後も住所によって就学すべき学校を指定する現行の通学区域制度を基本とする。その上で、地域の実情を考慮しながら、通学区域のより一層の適正化に努めるものとする。

2 基本的な考え方

□ 検討の際の配慮事項

* 本市としては、現行の通学制度の考え方を踏襲し、通学区域の選択性はとらないことを原則に考えていく。

- 学校は、地域社会の中核としての役割を果たすことから、今後も住所によって就学すべき学校を指定する現行の通学区域制度を基本とする。その上で、地域の実情を考慮しながら、通学区域のより一層の適正化に努めるものとする。

その際、

- ① 現在の中学校区を基本とする。
- ② 地域の課題や実情を踏まえ、地域の自治会の意見を尊重して考えていく。
- ③ 既存施設（学校）の収容能力を配慮する。
- ④ 変更により、学校運営に支障をきたすことがないようにする。
- ⑤ 通学距離と安全性・利便性のどちらを優先するかではなく、総合的に考える。

□ 校区検討の具体的内容事項

①子どもの通学距離・通学時間の短縮について検討する

現在通っている小学校より、距離的に近い学校の存在がある。距離及び時間が短縮できる一方、中学校区となると、通学する学校により逆に距離が遠くなるということが生じる場合、校区をさらに分断する場合などが考えられる。

- 通学距離・通学時間が短縮できる学校の通学区域について検討する。

②基幹道路横断の回避により、通学の安全性・利便性について検討する

小学校の分離新設に際し、通学区域は、道路・鉄道網を配慮してきたが、その後の市内道路の整備状況により、校区が基幹道路で分断され、通学の安全面が危惧される地域がある。道路整備をはじめ、横断歩道や歩道橋の設置など安全対策がなされてきた結果、幹線道路における横断歩道や歩道橋の利用により通学している現状がある。

- 基幹道路横断の回避により通学の安全性・利便性が図れる学校への通学について検討する。

③通学距離を短縮する方向で検討する際、地域を分断することへの影響について十分考慮し検討する。尚、地域の更なる分断はさける。

通学時に、他の校区の児童の通学と交差する事象が見受けられる地域や交通機関を利用して通学している現状がある。通学距離を考えた際、校区変更により安全性・利便性が図れるが、さらに地域を分断することにつながる場合がでてくる。分断されている町では、学校行事は小学校を中心に、社会教育面等では自治会を中心に実施するという問題が生じ、地域の方々の混乱を招いているところもある。

- 校区を考える上で、さらなる分割は避ける必要がある。校区検討においては、該当地域の理解を得た検討をしていく。

④通学路の防犯環境面からの安全性を図ることについて、児童の安全確保を考慮し、保護者の不安を解消する方向で検討する

各小学校区では子ども見守り活動や青パト活動など、児童の安全確保に努めていただいているが、各学年での下校時刻が異なるため児童一人で人通りの少ないところを下校することに対し保護者が不安を抱かれ、遠回りをしての下校や保護者が送迎をされているなどの現状がある。

- 安全性・利便性を確保し、児童、保護者の不安も解消できる学校への通学について検討する。

⑤その他（おわりに）

検討においては、保護者をはじめ関係者の協力が不可欠であると考えます。通学における安全性の確保に関しては、地域や関係機関と連携して進めていく。

尚、具体的検討校区・地域については、「檀原市小学校通学区域検討委員会」において事例にあげられ、検討課題となった地域を前提に検討を進めていく。